

豊川市監査公表第25号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年10月28日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	神谷謙太郎

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

総務部財産管理課

2 監査の範囲

令和3年4月1日～ 令和4年10月6日

3 監査の実施期間

令和4年9月16日～ 令和4年10月6日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 公金の取扱事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 隨意契約に関する事務について
- イ 契約全般に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。なお、次の点に注意されたい。

(2) 意見

同一施設で施行する工事について、工事内容・施工箇所・規模・工期等を勘案し、可能な限り一括発注を心掛けるとともに、年間を通じて計画的な発注を行うことを望むものである。